

豊岡市地方創生戦略会議設置要綱

平成27年4月27日豊岡市告示第180号

改正 令和5年3月29日豊岡市告示第109号

令和6年3月25日豊岡市告示第76号

(設置)

第1条 豊岡市地方創生戦略案（以下「戦略案」という。）を検討するため、豊岡市地方創生戦略会議（以下「創生会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 創生会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 戦略案の検討に関すること
- (2) 戦略案に基づく取組立案への意見及び提案に関すること
- (3) 戦略の進行管理に関すること
- (4) 前号に掲げるもののほか、地方創生の検討に関し必要と認める事務

(組織)

第3条 創生会議は、市長及び委員20人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認める者

2 創生会議は、委員のほか創生会議を補佐するため、必要に応じて、アドバイザーを置くことができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事務の終了の日までとする。

(座長等の職務)

第6条 創生会議に、座長及び副座長を置く。

2 座長は、市長とし、会務を総理し、創生会議を代表する。

3 副座長は、委員のうちから座長が指名する者とし、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、座長が招集し、その議長となる。

2 創生会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 創生会議の庶務は、市長公室経営企画課において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、創生会議の運営に関し必要な事項は、座長が創生会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、創生会議が第 2 条に規定する所掌事務を終了した日限り、その効力を失う。

附 則 (令和 5 年 3 月 29 日豊岡市告示第 109 号)

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 3 月 25 日豊岡市告示第 76 号)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。